

## 子どもにとっての最善の教育を求める意見書

我が国では、児童生徒の不登校、いじめ、自殺、ひきこもり、うつ病などの問題が社会的に議論されるようになってから、既に久しい歳月がたっている。

そのような中、義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律の施行により、不登校の児童生徒に対する教育機会の確保等が規定されたが、依然として学校以外の学びの場は少なく、財政支援もない。

また、主体的・対話的で深い学びの実現や、考え、議論する授業の実施など、未来のつくり手となるために必要な資質・能力を育む教育改革が進められており、今後、学校現場においては、国の進める教育改革の理念を十分に理解し、着実に推進する必要がある。

教育先進国であるオランダでは、子どもにとっての最善の教育のため、行政とは完全に独立した第三者の独立機関が専門機関として学校評価を行い、教育サポート機関によって学校運営や指導に対する支援が行われている。これにより学校現場では、子どもの探究心に寄り添い、自身のアイデンティティの確立とワールドシチズンシップ教育を推進し、民主的な意思決定の仕方、多様性の受容を日常的に学ぶことができる教育を確立することが可能になっている。

我が国においても、国、学校、保護者が、子ども一人一人に合わせた成長を育む教育の必要性を共通の理念として真摯に取り組むことが、国を発展させるための礎である。

よって、国においては、将来を見据え、子どもにとって最善の教育を推進するよう、下記の事項について強く要望する。

### 記

- 1 学校現場が、義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律の理念を十分に理解し、着実に推進できるよう、国は理解促進に努めること。
- 2 行政とは独立した第三者の専門機関による学校評価制度の構築を検討し、今後の教育行政に生かすこと。
- 3 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律を見直し、法に基づく35人学級の推進や教職員の増員、学校施設の改修等に安定した予算措置を講ずるとともに、さらなる少人数学級を進めること。
- 4 現在、不登校状態となってしまう児童生徒への対応を強化する必要があるため、学校以外の学びの場の設置・運営等への財政支援を図ること。

以上，地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出する。

令和2年3月24日

宇都宮市議会

内閣総理大臣 }  
文部科学大臣 } あて  
衆・参両院議長 }